

事務連絡
令和3年12月20日

一般社団法人全国農業会議所
農地情報公開システム事務局 御中

経営局農地政策課農地情報基盤G

農林水産省地理情報共通管理システム開発等に伴う
農地情報公開システムの連携について

- 1 農地情報公開システム（以下「公開システム」という。）については、農林水産省共通申請サービス及び農林水産省地理情報共通管理システム（以下「eMAFF 地図」という。）と連携することで、①電子申請や②タブレット入力による現地調査の実現を図ることとしております。
- 2 当該連携に当たっては、基本的には、LGWAN アクセス領域にある各農業委員会等利用システムの農地台帳情報をインターネットアクセス領域にある eMAFF 地図の農委テーブル群というデータベースに移行[※]することとしております。

※ eMAFF 地図の農委テーブル群については農林水産省が所管しておりますが、現行の各農業委員会等利用システムと同様、農業委員会業務を行う専用のデータベースであり、農林水産省は閲覧することができないことから、個人情報保護条例の対象になりません。

- 3 2のインターネット領域への移行については、昨今のコロナ禍による行政手続きのオンライン化、テレワークの推進等新たな時代の要請を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し可能[※]となったところです。

※ 農地台帳情報を eMAFF 地図に移行することについては、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を所管する総務省自治行政局地域政策課地域情報政策室から了解を得ております。

- 4 このため、公開システムの運営主体である全国農業会議所におかれましては、各農業委員会利用システムにある農地台帳情報を農委テーブル群に移行する作業を令和4年3月末までに行ってください。

5 具体的には、

(1) 農業委員会に対する周知

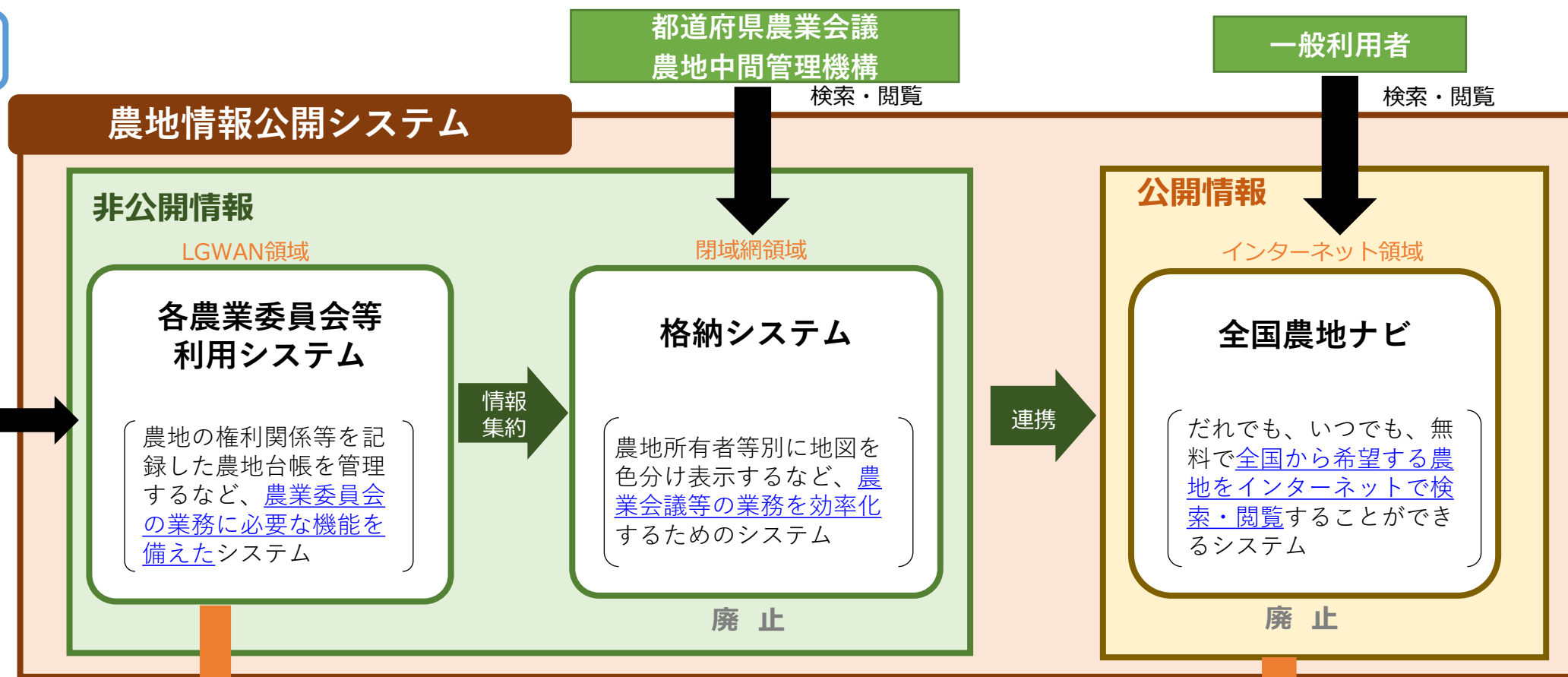
各農業委員会等利用システムの農地台帳情報に係る移行時期、システム停止期間等の留意事項について、周知徹底を図ってください。

(2) 都道府県農業会議による支援

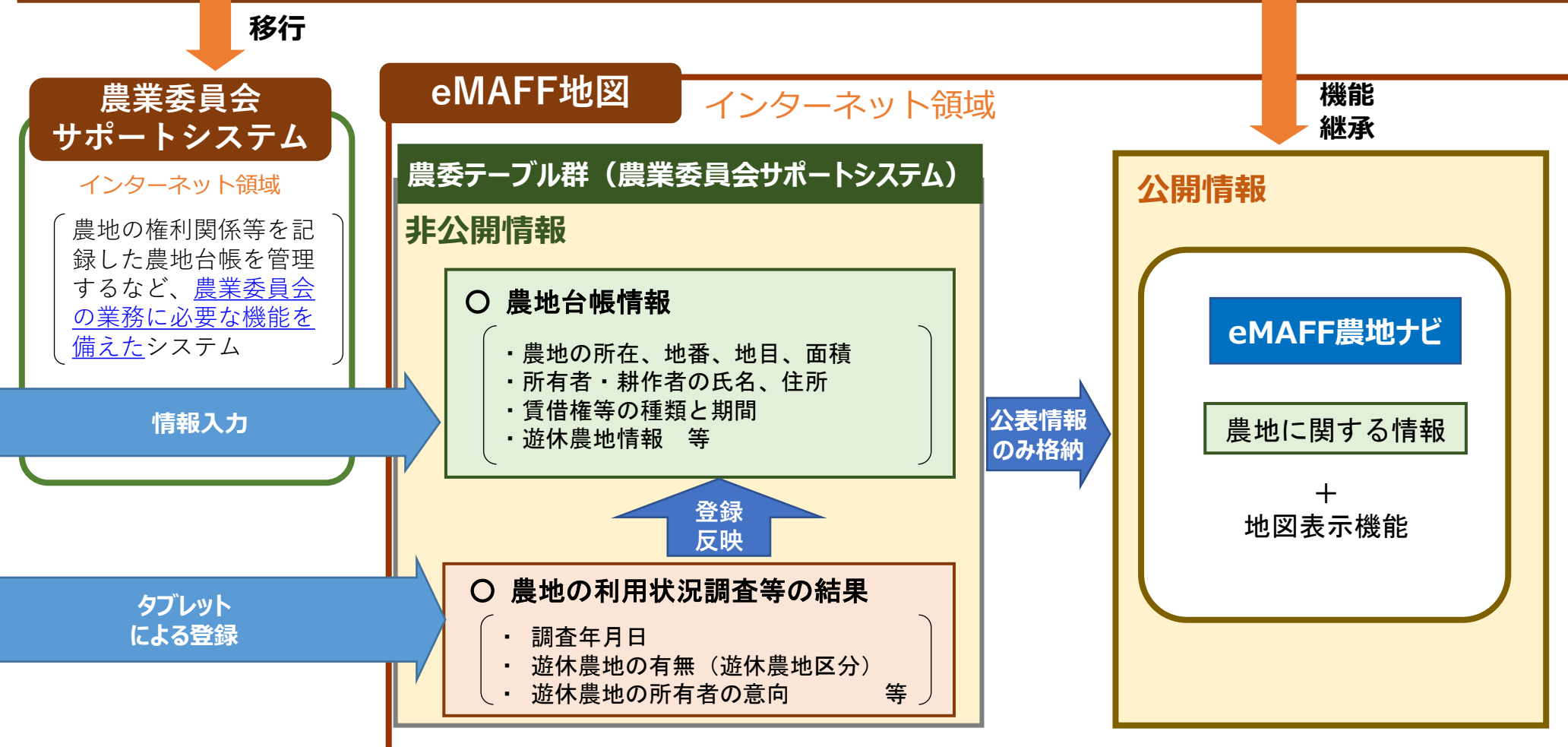
農業委員会において、個人情報の取扱いと情報セキュリティポリシーを混同し、円滑な移行作業に支障が生じないように、管内の農業委員会を指導等してください。

農地情報公開システムとeMAFF地図の関係（イメージ図）

現行のシステム



今後



- 農業委員会**
- 農地の権利移動等業務
 - 農地集積業務
 - 法人化の支援業務
 - その他
- 農地利用最適化推進委員等**